

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：育成就労制度における育成就労実施者の変更の要件の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室

評価実施時期：令和6年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本規制を実施しない場合、やむを得ない事情がある場合を除いて育成就労外国人の希望によって育成就労実施者を変更することができないため、育成就労外国人の労働者としての権利性の向上が十分なされない状況を生む可能性がある。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

現行の技能実習制度においては、限られた期間内に計画的かつ効率的に技能等を修得する観点から、一つの実習先で実習を行うことを原則とし、人権侵害行為等、「やむを得ない事情がある場合」を除き、転籍すなわち実習実施者の変更を認めていないが、転籍制限があることにより、人権侵害を発生・深刻化させる背景・原因ともなっている旨指摘されている。

このため、新制度においては、人材育成の実効性を確保するための一定の制限は残しつつも、人材確保も目的とする新たな制度の趣旨を踏まえ、一定の要件の下では、やむを得ない事情がなくても本人の意向による育成就労実施者の変更を可能とする。

併せて、育成就労外国人が自主的に育成就労実施者の変更を希望するときは、その旨を監理支

援機関等に申し出るものとし、申出を受けるなどした監理支援機関等は円滑な育成就労実施者の変更という観点から必要な連絡調整等を行う仕組みを整備することとする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本人の意向による育成就労実施者の変更が行われる場合、転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等のうち、転籍後の受入れ機関にも分担させるべき費用については、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討することとしており、このような変更前後の育成就労実施者間での適切な費用分担のほかは、本規制により事業者に追加的な費用負担が生じることは想定されない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本規制により、育成就労実施者の変更を希望する外国人が増加することに伴い、外国人に対する相談援助や関係者との連絡調整に係る行政の人的費用の一定の増加が想定されるが、現時点で具体的な算出は困難である。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

育成就労外国人は、育成就労実施者の変更を希望する場合、要件を満たせば自らの希望により育成就労実施者の変更をする機会を得ることができるため、育成就労外国人の権利をより適切に保護することを期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

該当なし

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制による波及的効果として、人権侵害等の防止・是正等が図られることによって、外国人から日本が魅力ある働き先として選ばれる国になることが期待される。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制により事業者に追加的な費用負担は生じず、増加する行政費用も現時点でそれほど大きなものとは想定されないのに対して、育成就労外国人の権利性が向上することによる社会的利益や⑧に述べた波及的効果は大きいというべきであるから、本規制を導入することが適当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

育成就労実施者の変更に係る規制を撤廃する。

[費用]

代替案を採用した場合、規制の遵守のために事業主に追加的な費用負担が生じることは想定されない。

[効果（便益）]

代替案を採用した場合、育成就労外国人は何らの制限なく育成就労実施者の変更を行うことが可能となり、育成就労実施者の変更の際し育成就労外国人の希望が反映される。

[副次的な影響及び波及的な影響]

代替案を採用する場合、育成就労外国人の希望に基づき、育成就労の期間内に何度でも育成就労実施者が変更されることが想定され、このような場合には効率的な人材育成が達成されないというおそれが生じるところ、結果として未熟練のまま本邦に在留することとなる育成就労外国人本人の権利保護にも悪影響をもたらすことも想定される。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、代替案は波及的影響への懸念が大きいことから、制度の目的を適切に達成するためには、本規制を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行から 5 年後（令和 11 年目処）以内の適切な時期に事後評価を実施する予定である。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標として育成就労実施者の変更件数等の関係統計等を想定している。